

随意契約および比較見積省略理由書

工事名称:一級河川 木津川 三軒家水門自家発電設備改修工事

三軒家水門は、高潮及び津波発生時に閉鎖、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設である。

本工事は、三軒家水門について、施設の維持管理を目的に、自家発電設備の自動始動発電機盤および油面計を改修するものである。

今回改修を実施する設備は、当該設備の設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

したがって、本工事は、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想を理解し、システム操作のノウハウを熟知している等、当初設置した業者でしか実施できない内容である。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計、製作、据付を行った株式会社明電舎関西支社から保守点検、補修工事、機能増設等を業務移管され、かつ同設備の年次点検に係わっている株式会社明電エンジニアリング大阪営業所以外にないことから、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本件は上述のとおり、「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴収を省略するものです。